事　務　連　絡
令和６年１０月２８日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長　殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長　殿

物流・自動車局旅客課貸切バス班長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価等の
算定に用いる主要経済指標等について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」（令和５年８月２５日付け国自旅第１４４号）において、運賃・料金の原価等の算定方法を示しているところだが、その算定に用いる主要経済指標等について、別紙のとおりとするので了知されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会理事長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。